

地域公共交通会議に法定協議会としての機能を付加

資料 1-1

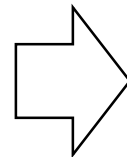
「道路運送法」に基づく現行の公共交通会議に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会としての機能を付加。

現行

寒川町地域公共交通会議

道路運送法
の役割

乗合バスやタクシーなど、
旅客自動車運送事業を協議



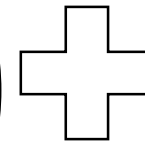
これから

寒川町地域公共交通会議

(法定協議会) ※名称は変更せず

道路運送法
の役割

乗合バスやタクシーなど、
旅客自動車運送事業を協議



活性化再生法
の役割

※地域公共交通の活性化
及び再生に関する法律

多様な交通を含めた輸送
サービスの実現や総合的な
交通計画の作成に向けた協議。